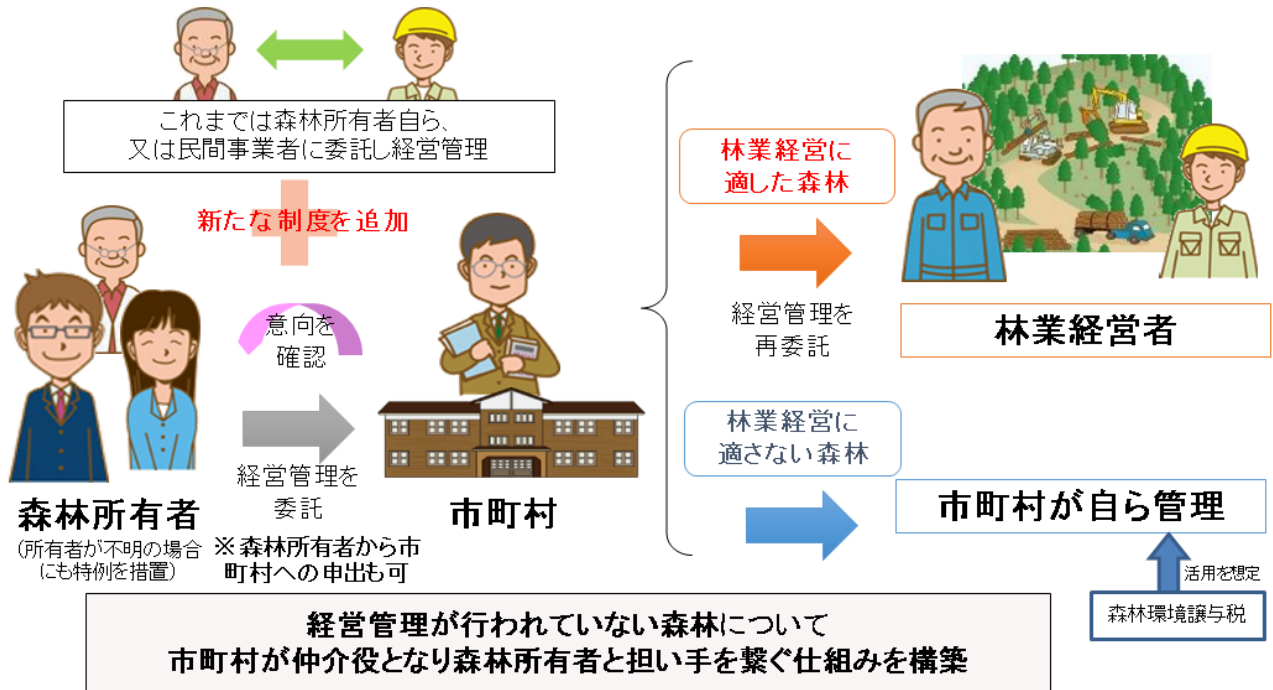


森林経営管理制度の推進について

林務部

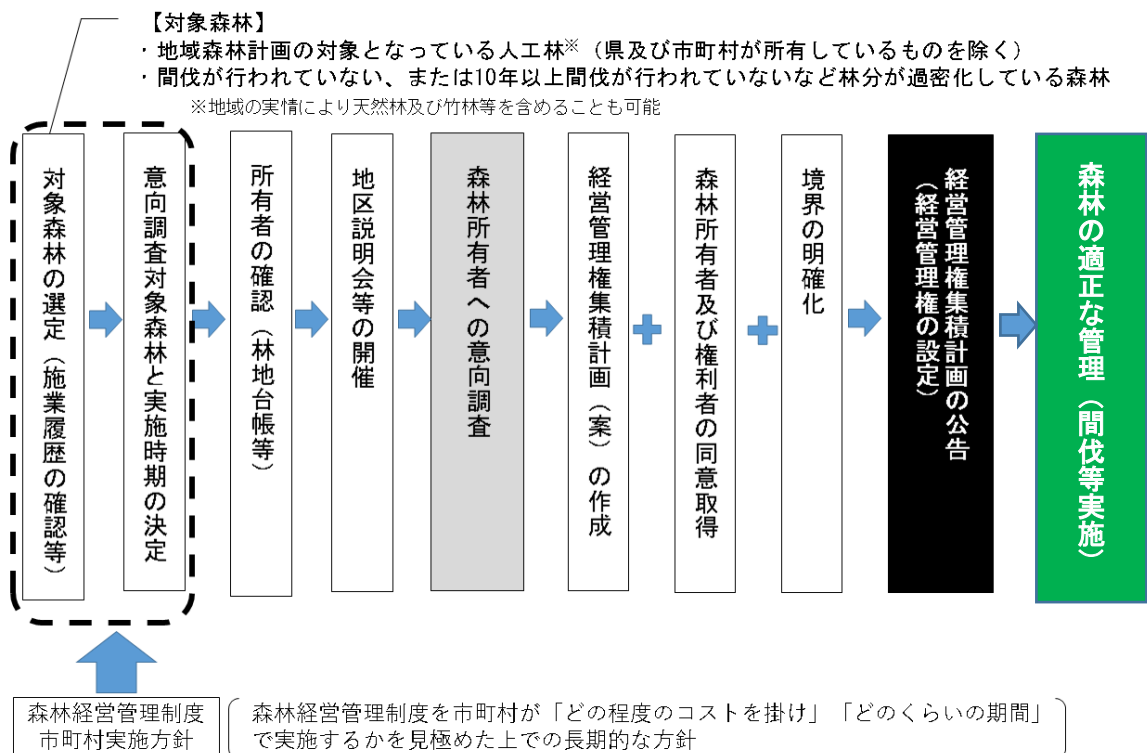
1 森林経営管理制度の概要

○ 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



2 森林経営管理制度に基づく市町村の事務

森林経営管理制度実施方針の策定、森林所有者の意向調査や経営管理権集積計画の作成、同意取得、公告等の法律に基づく一連の事務は市町村が実施します。



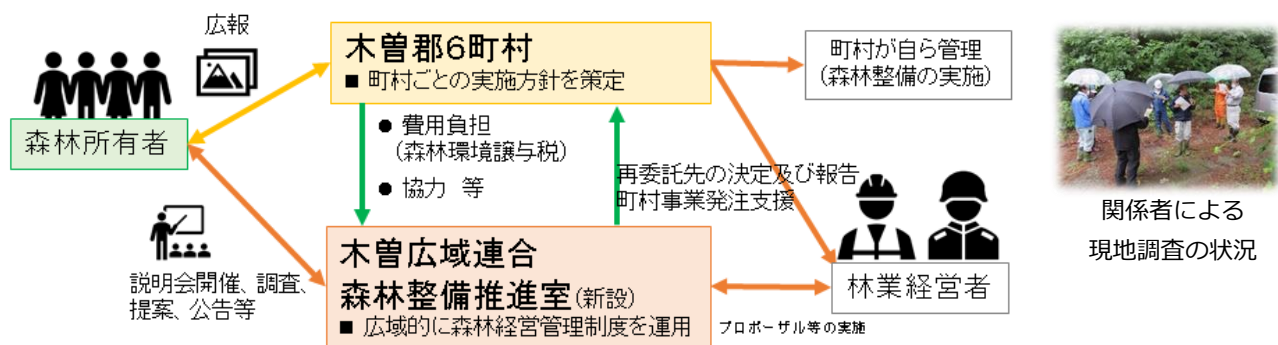
3 森林経営管理制度の県の支援体制

- 市町村の約9割以上で人員及び専門的な人材が不足している状況の中で、森林経営管理制度の効果的かつ効率的な運用を図るためには、それぞれの市町村に共通する課題を共有し、広域的な連携を図りながら対応することが有効です。
- このため、県では、林務部内に森林経営管理支援センター（5名）及び地域振興局（各1名）に専任の担当者を配置し、広域的な連携体制の構築や制度の円滑な導入に向け、各地域振興局単位に設けた市町村関係者の連絡会議や研修会を開催して実践的な支援を進めています。



4 広域連携体制の構築

- 木曽地域の6町村では、令和2年度から木曽広域連合内に新たに「森林整備推進室（4名）」を設置し、森林経営管理制度を推進しています。



- 諏訪地域の6市町村では、令和2年度から新たに「森林経営管理推進協議会」を設立し、モデル地区にて共同で意向調査を実施しています。
- 北アルプス地域の5市町村では、令和2年度から連携自立圏の仕組みを活用し、「連携協約」により意向調査に向けた森林情報の整理等の準備作業を共同発注
- 他の地域については、協議会方式等を検討中です。

5 森林経営管理制度の県内市町村の実施状況（令和3年3月31日現在）

年度	森林所有者への意向調査	経営管理権集積計画
R元・R2	31市町村で約6千ha実施	2町村で79ha策定

※令和3年度は、全県で約2万ha以上の意向調査を実施する見込み

※経営管理権集積計画は、令和3年7月30日時点、6町村で約220ha策定

6 森林環境譲与税の活用

- 森林経営管理制度の推進に向け、令和2年度までに、7割を超える市町村で森林所有者の意向調査等に、そのほか、技術者の雇用や広域的な連携体制の構築に、森林環境譲与税が活用されています。
- 今後、森林環境税の課税が始まる令和6年度までに、この制度等に基づく森林整備が全ての市町村において実施されるよう、県として、引き続き支援してまいります。